

遊漁制限のあらまし

天竜川漁協では次の表のとおり漁法の制限をします。これは、皆さんに快適な漁場を提供するため、魚族の保護・繁殖のために必要な静岡県知事の許可を受けた制限ですから、必ず守って下さい。(船明ダム下流域におけるアユ漁は、友釣りを除き10月1日から12月31日まで全面禁漁となります。尚、浜北大橋から河口までの区域は10月1日から11月15日まで、一切の水産動物の採捕が禁止されます。)

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ア ヨ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内。疑似オトリ禁止、リール禁止	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・雲清川 西川・小茅川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日～12月31日 6月1日～10月31日
	アユルアー釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内。	全区域	6月1日～10月31日
	餌 釣	釣針は2本以内 釣針の大きさはアユ餌用の2号以下 コマセガ等の使用禁止	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・雲清川 船明ダムから気田川合流点下流部の湖一帯の釜まで及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川 気田川合流点下流部の湖一帯の釜から雲名橋下流端までの本流 西川・小茅川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日～9月30日 6月1日～12月31日 11月1日～12月31日 7月1日～10月31日 7月1日～9月30日
	流し毛針釣	釣針は7本以内 側針は毛針に限る(ビーズ等は使用禁止)	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・雲清川 船明ダムから秋葉ダムまでの本流	6月1日～9月30日 6月1日～12月31日
	石川釣 (ドブ釣)	釣針は2本以内 擬餌針は毛針に限る(ビーズ等は使用禁止)	天竜河内川 西川・小茅川・横山川 二俣川・百古里川	7月1日～10月31日 7月1日～9月30日
ウ ナ ギ	ゴロ引き	釣針は8本以内 (釣針1本につきカギの数は2本以内) リール禁止	旧国道天竜川橋下流端より下流の本流区域	8月1日～9月30日の日の出から日没まで
	ウナギうけ 餌 釣	5本以内 釣針は2本以内	全区域	3月1日～9月30日
	じゅず釣 拾 針 釣	じゅず2本以内 1人5統以内 釣針1統10本以内		

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ウ ギ	餌 釣	釣針は2本以内 釣針は1本	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川を除く全区域	1月1日～12月31日
	ルアー釣 フライ釣	ルアーは1個 フライは2個以内	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
アマゴ サツキマス	餌 釣 和式毛針釣 ルアー釣 フライ釣	釣針は2本以内 釣針は1本 ルアーは1個 フライは2個以内	全区域	3月1日～10月31日
コ イ フ ナ	餌 釣	釣針は2本以内	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川を除く全区域	1月1日～12月31日
	餌 釣	釣針は2本以内	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
オイカワ	餌 釣	釣針は2本以内	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川を除く全区域	1月1日～12月31日
	流し毛針釣	釣針は5本以内	西川・小茅川・横山川・二俣川・百古里川	3月1日～10月31日
ニジマス	餌 釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は2本以内	船明ダム上流の本流区域	3月1日～10月31日
	和式毛針釣 ルアー釣 フライ釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は1本 ルアーは1個 フライは2個以内	船明ダム下流の本流区域	1月1日～12月31日
ワカサギ	餌 釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと 釣針は2本以内	横山橋下流端より下流の本流	1月1日～2月末日と6月1日～12月31日

※全区域・全期間においてワームの使用はご遠慮ください

ルアー・フライ専用区 11月1日より翌年2月末日まで

★キャッチ アンド リリース区間・針はバーブレスとし、ビクス・ストリンガーなどを使わないで下さい。

秋葉ダムより下流部の最下流部までの区間

対象魚種	遊漁の方法	統数又は規模	区 域	期 間
ニジマス	ルアー釣 フライ釣	竿は1本とし、他の漁法と重複しないこと ルアーは1個 竿は1本とし、他の漁法と重複しないこと フライは2個以内	船明ダムから秋葉ダムまでの本流	11月1日から翌年2月末日まで

遊漁中の注意事項

- 遊漁証は漁場監視員・組合員が見易い所に着用して下さい。見易い所に着用していないと、トラブルの原因にもなります。遊漁証の現物が確認出来ない場合は、日券を現場販売価格にて購入して頂きます。**紛失などによる遊漁証の再発行は致しません。**
- 遊漁証はご本人以外に使用出来ません。第三者に貸した場合は、以後の遊漁を停止(遊漁証を没収)致します。
- 遊漁証に、氏名・年齢・住所・写真が入っていないものは無効です。
- 遊漁中漁場監視員より要求があったときは、直ちに遊漁証を提示して下さい。
◎漁場監視員は、規則の励行について、遊漁者に必要な指示をすることがありますから、これに従って下さい。
- 遊漁中は、十分な距離をとって遊漁し、他の遊漁者に迷惑をかけないようにしましょう。
- 支流全域と、浜北大橋から河口までの区域は、「川底をかきまぜる」ことが禁止されていますから注意して下さい。
- 天竜川漁場図に示した、危険箇所、禁漁区、保護水面には、指示を守って立入らないようにして下さい。
- 以上のほか、国・県の法規、組合の規則を守って下さい。
- (1)から(8)までの事項に違反しますと、遊漁の停止や、以後の入漁をおこなうことがありますから注意して下さい。(この場合すでに納付済の遊漁料は払い戻しません)

事故・トラブル・盗難にはくれぐれもご注意下さい。
組合では一切の責任を負いかねます。

ぜひ知っておきたい「国・県のきまり」のあらまし

- まき網、ひき網、潮張網、す建網、投網、四ッ手網、うげ、はえなわ、せぎうげ、あゆ掛釣(友釣を除く)、やな、う飼漁法、芝つけ漁法、追込網、刺網は知事の許可を受けた者以外ではできません。
- 河川に有害な物を捨てたり、漏らしたり流すことはできません。
- 次にあげた漁具、漁法で水産動植物をとることは禁止されています。
●水中に電流を通じてする漁法。
●河川における替堀及び瀬干。
●し水器、水眼鏡を使用する「あゆ掛釣」漁法。
●鉄砲もりによる漁法、灯火を使用する網漁。
- 2月1日から5月31日まで、アユを採捕することは禁じられています。また、浜北大橋から河口までの区域においては、10月1日より11月15日まで一切の水産動物の採捕が禁止されています。
- 1～4などの「静岡県漁業調整規則」に違反しますと、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。さらに、そのときの漁獲物・その製品・漁船・漁具で、本人が所有し、または所持するものは没収され、没収出来ないものは価額を追徴されますので、必ずきまりを守るようにしましょう。

●テブ張り・杭や脚立等による漁場の
専有は固く禁止します。

入川についての注意

- テブ張り・杭や脚立等による場所取りはできません。場所を確保できるのは本人がいる場合のみです。基本的に「先行者優先」ですがお互いに譲り合い、楽しく遊漁して下さい。
- 天竜川は急流で、水量が多いので、増水時には充分注意して下さい。
- 入漁禁止区域、立入禁止区域、危険区域には立入らないで下さい。
- 老人、子供、婦人は勿論のこと一人での遊漁はなるべく控えて下さい。
- ダムの放水にはサイレン・回転灯によって注意して下さい。
- 国・県・組合で定めた規則は必ず守って下さい。
- ルール・モラル・マナーを守り、他者へ迷惑を掛ける行為は厳禁です。

◆漁場の区域

秋葉ダムから河口までの天竜川本流と、支流西川(白倉川)、小茅川、天竜河内川、横山川、二俣川、百古里川、八幡川、雲清川、水宿川(中部電力(株)西渡堰より上流)、翁川、草木川、水宿河内川、戸中川、西俣川、東俣川を含む区域。

阿多古川合流点は全面保護区です。範囲は、天竜川右岸県道天竜東栄線との接点(A点、浜松市天竜区渡ヶ島39-8)、A点と島羽山公園警告塔(浜松市天竜区二俣町二俣2395-22)を結ぶ線と天竜川本流の水面中心線の交点(B点)、阿多古川左岸堤防の延長線と天竜川本流の水面中心線の交点(C点)、阿多古川左岸天竜川との境界(D点)、以上4点を順に結んだ線で囲まれた区域。

また、二俣川最下流部(二光滝上流端から二俣川河口まで)および西川十淵から南沢合流点(おしどり淵付近)までは、全面禁漁です。

但し、二俣川最下流部の一部(二光滝上流端から双竜橋上流端まで)の禁漁について、18才以下の者はその限りではありません。

◆遊漁料(ルアー・フライ専用区を除く魚種・漁法)

○年券 7,000円(アユを含む全魚種・全漁法)
5,000円(アユを除く全魚種・全漁法)

※年券の購入には、70mm×50mmの上半身撮影写真が必要です。

釣場での販売は致しません。

○日券 2,000円(全魚種・全漁法)

※釣場での販売は1,000円増しです。

◆ルアー・フライ専用区(11月1日～翌年2月末日)入漁料

○シーズン券(4ヶ月券) 4,000円

※シーズン券の購入には、30mm×25mmの顔写真が必要です。

釣場での販売は致しません。

○日券 1,000円

※釣場での販売は1,000円増しです。

※18歳以下は無料。静岡県静岡市(旧静岡郡御田町を除く)及び浜松市(旧浜松市西区雄踏町、舞阪町、旧浜松市北区引佐町、細江町、三ヶ日町、浜松市天竜区青野町を除く)にご住所のある方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しを組合までご持参の方は、年券をそれぞれ半額でご購入いただけます。ただし、購入には70mm×50mmの上半身撮影写真が必要となります。ルアー・フライ専用区入漁証の割引はありません。

サツキマスダービー
レコード